

○ 香川県少年警察補導員の委嘱等に係る事務の取扱要領の制定について

(令和 7 年 3 月 7 日付け例規香人少第 58 号)

少年警察補導員の委嘱及び解嘱並びにこれらに関する事務等については、香川県少年警察補導員規程（平成 12 年香川県警察本部告示第 16 号）に定めるもののほか「香川県少年警察補導員の委嘱等に係る事務について」（平成 29 年 12 月 25 日付け例規香少年第 208 号。以下「旧例規」という。）に定めるところにより実施してきたところであるが、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「香川県少年警察補導員の委嘱等に係る事務の取扱要領」を定め、令和 7 年 4 月 1 日から実施することとしたので、遺漏のないようにされたい。

別添

香川県少年警察補導員の委嘱等に係る事務の取扱要領

第1 補導員関係

1 委嘱要件

香川県少年警察補導員規程（平成12年香川県警察本部告示第16号。以下「規程」という。）第2条第1項各号に規定する少年警察補導員（以下「補導員」という。）の委嘱の要件の解釈については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。（第1号の要件）
人格識見が高く、行動においても地域住民に信頼のあることをいう。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。（第2号の要件）
少年に対する深い愛情と理解を持ち、少年の健全な育成に資するための活動に対して旺盛な熱意と使命感を持つとともに、自主的かつ自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有することをいう。
- (3) 生活が安定していること。（第3号の要件）
経済的観点からだけでなく、社会的及び家庭的にも安定していることをいう。
- (4) 健康で活動力を有すること。（第4号の要件）
心身共に健康であり、その職務を行うことによって、精神的及び肉体的に支障を来すことがないことをいう。
- (5) 地域の実情に精通していること。（第5号の要件）
顕在的な実態だけでなく潜在的な実態にも精通していることをいう。
- (6) 75歳未満であること。（第6号の要件）
委嘱期間中に75歳を超える者であっても委嘱時に75歳未満の者であれば委嘱することができる。任期については、75歳になる日までではなく、2年間である。

2 委嘱手続

- (1) 署長は、規程第2条第2項の規定に基づき、補導員として適任と認める者の推薦を行うときは、別記様式第1号の少年警察補導員委嘱候補者名簿を作成し、人身安全・少年課長を経由して本部長に提出するものとする。この場合において、新規の候補者については、別記様式第2号の少年警察補導員推薦書を作成し、少年警察補導員委嘱候補者名簿に添付しなければならない。
- (2) 規程第2条第1項の規定による補導員の委嘱は、別記様式第3号の委嘱状を交付して行うものとする。

- (3) 規程第 9 条の身分を示す証明書（以下「少年警察補導員の証」という。）は、補導員に貸与するものとする。
- (4) 署長は、補導員の委嘱及び解嘱の都度、別記様式第 4 号の少年警察補導員名簿を作成しなければならない。

3 再委嘱の場合の留意事項

- (1) 満 70 歳以上の者については、活動力等の面から適格性を慎重に判断すること。
- (2) 多くの職を兼ねており補導員としての活動を期待できない者等については、慎重な審査を行うこと。
- (3) 委嘱後の活動に熱意が見られない者その他実効の上がらない者については、慎重な審査を行うこと。

4 解嘱及び辞職の手続

- (1) 署長は、補導員が規程第 13 条各号に規定する解嘱事由のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに別記様式第 5 号の少年警察補導員解嘱上申書により、人身安全・少年課長を経由して本部長に上申しなければならない。
- (2) 署長は、補導員が辞職しようとするときは、当該補導員に別記様式第 6 号の少年警察補導員辞職申出書を作成させ、人身安全・少年課長を経由して本部長に提出して承認を受けるものとする。
- (3) 署長は、補導員の委嘱期間が満了したとき、補導員が解嘱されたとき、又は辞職が承認されたときは、速やかに当該補導員に貸与している少年警察補導員の証を返納させなければならない。

5 貸与品の事故報告

署長は、少年警察補導員の証の遺失、紛失又は盗難の事故が発生したときは、直ちに別記様式第 7 号の事故報告書により、人身安全・少年課長を経由して本部長に報告しなければならない。

6 補導員との連携

- (1) 署長は、補導員に署の少年警察を担当する係（以下「少年担当係」という。）及び交番等の勤務員と連携した効果的な活動を行わせるため、毎月、補導員の活動計画を策定した上、補導員に周知させるものとする。
- (2) 少年担当係及び交番等の勤務員は、補導員と緊密な連携を保持し、補導員の行う活動に積極的に協力するものとする。

第 2 栄誉補導員関係

1 趣旨

この制度は、補導員が満 75 歳を超えた場合は、再委嘱をしないこととしたことから、退任予定者のうち、規程第 14 条に定める基準に該当する者には、栄誉少年警察補導員（以下「栄誉補導員」という。）の称号を授与し、その功績を称

えるとともに感謝の意を表すために設けるものである。

2 栄誉補導員

(1) 称号の授与の基準

ア 退任する補導員で、規程第 14 条第 1 号に定める基準に該当する者に授与する。

イ 規程第 14 条第 2 号の「前項の規定に相当すると認める者」とは、特に多年（例．20 年以上）にわたって補導員として活動があった場合、活動年数が 10 年には満たないが特に顕著な功労があった場合等が該当する。

(2) 称号の授与の手続

ア 署長は、称号の授与の基準に該当する者の推薦を行うときは、別記様式第 8 号の栄誉少年警察補導員の称号授与候補者名簿を作成し、人身安全・少年課長を経由して本部長に提出するものとする。

イ 本部長は、アの規定による推薦に基づいて、称号を授与するものとする。

ウ 称号の授与は、別記様式第 9 号の栄誉補導員の証及び別記様式第 10 号の感謝状を授与して行うものとする。

(3) 称号の授与の取消し

栄誉補導員の称号の地位を高め、補導員の名誉を維持するために、栄誉補導員としてふさわしくない非行のあった場合には、称号の授与を取り消すことができる。

3 栄誉補導員との連携

栄誉補導員は、規程第 5 条各号に規定する補導員の活動を行うものではないが、栄誉補導員に対しては、少年の健全育成等に関する協力はもとより、各方面で引き続き協力を得られるように配慮すること。

(別記様式 省略)